

議員提出議案第 1 号

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び桑名市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 27 日 提出

提出者	桑名市議会議員	南 澤 幸 美
	同	辻 内 裕 也
	同	愛 敬 重 之
	同	市 野 善 隆
	同	竹 石 正 徳
	同	伊 藤 研 司

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例（平成23年桑名市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（政務活動費の交付額の特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年11月30日までの間、第4条第1項中「月額5万円」とあるのは、「月額4万円」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

社会情勢及び市の財政状況を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(附則)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の桑名市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費に適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。</p>	<p>(政務活動費の交付額の特例)</p> <p><u>3 平成29年4月1日から平成30年11月30日までの間、第4条第1項中「月額5万円」とあるのは、「月額4万円」とする。</u></p>